

# 保育総合研究会広報誌 NO. 33

発行所： 保育総合研究会事務局 H20・2  
茨城県東茨城郡茨城町上飯沼1276-1 飯沼保育園内  
TEL029-292-6868 FAX 029-292-3831  
発行人： 会長 梶 沢 幸 苗



平成20年11月27日(木)午後1時から、アルカディア市ヶ谷・私学会館において第29回定例会が行われた。

## I 報告

### (1) サポートブック発刊と内容説明 (報告者) 世界文化社 百瀬浜路 氏

サポートブックは発達と保育内容の相関を基礎に、保育課程や指導計画の作成を提示している。保育指針をもとに、保育所ごとに各発達過程の指導計画を作成することが望まれ、子どもの姿と発達過程、保育の内容を照合し編み出され、保育者自らが計画することにより保育が見え、自己評価となり保育課程の編成・再編成につながるものである。

### (2) ホームページリニューアルについて

(報告者) 事務局次長 菊地義行 氏

当会のホームページが平成20年9月にリニューアルしました。従来はKDDIレンタルサーバに設置しておりましたが、管理・経費節減のために事務局サーバ(境いずみ保育園)に移行し、内容もブログ形式を用いることで会員の意見交換の場として活用できるようになりました。又、定例会・年次大会等研修会の案内、出欠の連絡もできるようになりました。

新しいアドレス <http://hosouken.dip.jp/hskblog>  
新しいメールアドレス [hosouken@izserver.dip.jp](mailto:hosouken@izserver.dip.jp)

と変更になりました。是非ご覧頂くと共に、ブログに質問・新たな情報・近況報告等をお寄せ下さい。尚、ブログ書き込みには、ユーザー名・パスワードが必要となりますので、取得希望の方はホームページ上の問い合わせ欄で、事務局にお申し出下さい。



## II 講演

<テーマ>

「保育をめぐる動向と保育所の近未来を考える」  
～すべての子どもの最善の利益に向けて～

<講師>

厚生労働省社会保障審議会少子化対策特別委員会委員  
遊育編集長 吉田 正幸 氏

新たな次世代育成支援対策のキーワードは『すべての子どもの最善の利益』である。所得・家族形態・就労に関わらずすべての子どもということである。

### [新たな次世代育成支援対策の動向と背景]

少子化対策は①子どもの数を増やす②減少を少なくする③減少が進んでも社会が成り立つという捉え方がある。労働力人口の見通しで、これまでの対応では2017年には1000万人の減少が見込まれるが、対策を打つことで480万人減少にとどめられる可能性がある。そうしたことから少子高齢化社会の持続可能とするための労働施策、職場環境(ワークライフバランス)として次世代計画策定を301人以上から101人以上企業に義務付けと変えた。子ども家族政策は包括的な保育サービス(保育対策)へと変えた。これは政府の重点戦略検討会議、新雇用戦略が求める新待機児童ゼロ作戦という施策によるものである。



## [保育制度改革の行方と今後の課題]

そうした会議の基本的な考え方をを受けて社会保障審議会少子化対策特別部会で更に議論がされている。尚、地方分権・規制改革が求めている市場原理性は、サブプライム等で性善説ではなくなり、市場原理に基づかない保育制度改革などの次世代育成支援が必要である。特別部会では児童手当などの現金給付より保育サービスなどの現物給付に重点に置き、未来への投資として財源(子ども財源)確保するために改革を求め、子ども家族政策は質の向上が基本原則として議論している。

幼稚園の入所は減少しているが、保育サービスにスポットは当たっている。新待機児童ゼロ作戦は保育サービス需要100万人増を想定しているが、地方では少子化の進行が更に進み、待機児童は都市部の対策として必要になる。そうしたことから家庭的保育が福祉としての位置づける法整備を図り、新保育サービスで拡充したいとしている。

「日々保育に欠ける」要件の定義が、週4日4時間以上又は週5日1時間以上など市町村によって要件を満たす違いがあり限界になっている。自由契約児は認可保育所で定員を割っている場合は認められているが、保育料全額負担で公費投入がなく、運良く入所できた子と、できなかった子の公平さに欠いている。公正な入所要件と利用者主権の確立が必要で、「要保育認定をベースに受給権」を保障するために、市町村認定させ関与させる仕組みが必要である。市町村関与によって逆選択はなく、利用者ニーズの即応性など利用者主権の観点から直接契約の要素を組み入れることも必要である。

しかし、土・日は保育に欠けないが保育している場合もあるなど、保育の必要度の認定など今後も検討が必要である。

地方分権推進によって国の機関事務から自治事務に変化しており、自治事務は一般財源化を基本としていることから、改革しなければ一般財源化への流れとなってしまう。又、認定こども園制度の改革に向けた検討会がスタートした。メリットとデメリットの改善、認可と認定の区別などの整理が必要としている。(仮)子ども交付金を設立して、施設整備(幼稚園でも保育所並みの助成)、事業費補助(認定における事業費助成)を検討している。

こうしたことから、保育制度改革が進まなければ認定こども園へ推進する可能性がある。



## Ⅲ 研修

### 平成20年度 保育総合研究会 新保育所保育指針サポートブック研修会

平成21年4月より施行される新保育所保育指針により、各園における保育課程並びに指導計画作成義務付けに伴い、当会が発刊した新保育所保育指針サポートブックの意義と効用を広め、自園若しくは各地での講師育成を目的とし、下記の3会場で研修会が開催された。

岩手会場

日 時:平成21年1月6日(火)

場 所:グランシェール花巻

東京会場

日 時:平成21年1月17日(土)

場 所:アルカディア市ヶ谷私学会館

大阪会場

日 時:平成21年1月27日(火)

場 所:千里朝日阪急ビル14階第一会議室



従来の保育所保育指針は平成2年・平成11年に改訂、ガイドラインとして13章の内容に記されていました。その保育指針は平成21年4月1日から改定、大臣告示化されることになり、内容も7章に大綱化されました。大臣告示化と共に保育課程・指導計画の策定の義務付けられることになっています。しかし、解説書の例文が掲載されないなど保育所において保育課程・指導計画が困難になっています。そうしたことから、「新保育所保育指針サポートブック」を作成し、11月に世界文化社から発行いたしました。

保育は各園の保育課程・指導計画に基づくもので、作成が義務付けられ、幼稚園教育要領と違い法的拘束力はありませんが、大臣告示化によって監査指摘事項の対象となることと思われる。

一般書店でも1冊1,600円＋税で購入することができますのでご活用をお願いいたします。

